令和５年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第３回 理事会議事録

招集年月日　　令和５年８月３１日（木）

開催日時　　令和５年９月２７日（水）　午後１時５８分から午後２時４６分まで

開催場所　　神栖市保健・福祉会館　２階　健康相談室

出席理事名　　石田　進、篠塚洋一、千葉千恵子、狭山利和、鈴木伸洋、五十嵐清美、信太俊浩、

花田三男、中嶋正子、須之内正昭、石井洋一、佐藤行廣、野村みさ子、大和愛紀、

髙安桂一

欠席理事名　　西川寧人、卯月秀一、高田和美

出席監事名　　岡野一男、森本政一

　議　事

　理事会開催前に配布資料の確認をした。 定刻に令和５年度第３回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。理事総数18名中15名出席。事務局において定款第30条第1項により、理事会の成立を確認。その後石田会長から挨拶がされた。
　定款第29条　事務局一任の発声により、事務局が石田会長を議長とすることを提案し、全員一致で石田　会長を議長に選任した。定款第31条第２項　議事録は出席した会長、及び監事の記名押印となることを確認。

**・報告第１号　令和５年度上期（４月～７月）事業実施状況及び予算執行状況について**

議長である石田会長から、報告第１号は資料を事前送付しているため朗読を省略し重点項目のみの説明とすることを提案され、理事及び監事全員の同意を得た。

事務局（荒井真由美事務局次長、相良光浩センター長）が別紙令和５年度第３回理事会資料に沿って説明した。

**（荒井真由美事務局次長）**

報告第１号につきましては定款第２０条第５号に基づき報告を行うものです。本資料２ページをお願いします。令和５年度は第５次地域福祉活動計画の４年次の年となります。地域福祉を推進する中核的な専門組織として、社会福祉協議会の役割をさらに発揮し地域住民の皆さんの安心した暮らしを応援すべく事業計画に基づき事業を４つの柱建てで実施しています。

まず一つ目の柱ですが、総合相談体制の充実強化としては、市の高齢者施策と合わせて市内を３つの地域に区切り、地域を担当する相談員としてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域に密着した支援体制と福祉総合相談を入り口に相談内容に沿って専門相談に応じる重層的な体制で相談援助を進めています。７月末までに本会に寄せられた全ての相談に対する支援延べ件数は3,233件です。昨年同時期と比較すると12％の減少はしたものの、コロナ禍前の令和元年度との比較では、同時期の30％増の状況です。相談内容内訳の「２生活福祉資金」や「５自立相談支援」においては、コロナ対策で実施していた特例貸付が終了し、支援の方向がフォローアップに切り替わったことやアフターコロナに社会全体がシフトした影響がそのまま実績に投影された結果となっています。

資料３ページの中段「生活課題解決に対する組織化・事業化」では、平成９年の事業開始以来、鮮度を大事にした福祉課題をテーマに毎月１回開催している地域ネットワーク勉強会では、発達障害や精神疾患、成年後見制度などを取り上げて、身近に感じられる話を聞けて実践に繋がる勉強会の魅力を多くの方に評価をしていただきました。参加していただいた支援者や協力機関とともにアフターコロナに向けた動き出しを実感しています。

資料４ページからの「Ⅱ必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり」では、行政や民間事業所が取り組みにくい福祉課題解決に向けた事業を展開しています。精神疾患が疑われる本人や家族からの相談に応じる「こころの相談室」や精神疾患を抱える方の社会参加を応援する「精神障害者デイケア事業」、令和元年度からスタートしたひきこもり状態にある方の家族からの相談に応じている「ひきこもり家族相談」については資料の通りとなっています。いずれも精神保健福祉士資格を有する本会職員が支援にあたっています。また、コロナ禍で令和元年度を最後に中止せざるを得なかった「第10期発達障害児療育者研修」の再開を果たしました。この研修会は幼児期の集団生活の場に関わる保育士や幼稚園教諭を対象にした発達障害や発達が気になる子の状況を理解し適切な関り方を学べる研修会として本会が主催し、これまでに264名の修了者を輩出しています。今年度は、残る10月開催の講座を含め全４回に渡る研修を通して、子どもに関わる専門職同士が新たな繋がりを広め、神栖市における発達障害児の支援のムードを高めていくことを目指しています。

続きまして資料６ページをご覧ください。「権利擁護関連活動の充実」では、成年後見制度の利用支援と後見人の担い手不足の解消を目的に、判断能力が不十分な方の公的な支援者となる成年後見人に社会福祉協議会が法人として支援を行う法人後見事業を実施しています。本会が受任の対象としているのは、身寄りがなく後見報酬の支払いが困難な財産の乏しい方です。開始以来家庭裁判所から11名の方の後見人として選任されています。また、成年後見制度との関連性が高い日常生活自立支援事業については、いわゆる成年後見制度の予備軍とも言われる方が対象となりますが、判断能力の衰えや不安はあるものの契約する理解力がある方を対象に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する事業で、とりわけ日常生活自立支援事業については、認知症高齢者の増加によって相談件数と契約者ともに過去５年連続で前年比20％の割合で増加しています。一定の判断能力がある段階で日常生活自立支援事業を契約し、その後判断能力が低下されて必要に応じ成年後見制度に移行するケースも増加しており、両事業の一体的実施は市民の皆さんにとって権利擁護支援の幅が広がることに繋がっています。平成28年度に県内社協で６番目の権利擁護センターとして独自にスタートした「福祉後見サポートセンターかみす」ですが、こうしたセンターを実施する県内社協は今年度当初で14社協まで増えてきましたが、鹿行管内では神栖市社協のみとなっています。

次に「３生活困窮者等への支援活動」ですが、生活福祉資金貸付事業の内訳になっています。令和２年３月から約２年半に渡り実施してきたコロナの特例貸付は終了していますので、資料の実績は従来の低所得者や障害者等を対象とした本則での貸付実績になります。実績はコロナ禍前と同等の実績です。資料の中にある「(新)償還猶予申請」は、コロナ特例貸付の償還が令和５年１月から開始となり、償還が困難な借受世帯から「返済を待ってほしい」といった相談に対応した延べ件数となります。償還の猶予や免除の決定につきましては、貸付主体の茨城県社会福祉協議会が行いますが、貸付世帯の償還に関わる手続き支援を中心としたフォローアップが茨城県社協からの委託事業として今年度新たに開始となりました。フォローアップ支援の内容は３つに区分されています。

１つ目は償還免除となった借受人への支援、２つ目は償還免除申請の案内に応答がない借受人への支援、３つ目は償還免除にはならないものの償還が困難な借受人への支援になります。神栖市社協を通じて貸付決定となった延べ5,029件、金額は20億９千万円強のうち、７月末時点で償還免除となった借受人は1,029件で全体の22％、償還猶予となった借受人は253件で全体の５％です。償還計画通りに返済している、もしくは返済の予定である借受人は1,936件で全体の38％となっています。また、貸付時期と種類によって令和６年１月以降に償還開始となる借受人は1,754件で全体の35％です。償還免除や償還猶予の相談があった借受人の中には、手続きの支援のみでは生活が成り立たないケースが少なくないことから、資料７ページの「２生活困窮者自立支援事業」に繋ぐなどして支援をしています。生活困窮者自立支援事業については、生活保護に至る前のセーフティネットとして就労や住まいの確保、家計の課題、債務、社会的孤立といった生活困窮者が抱える課題について、求職活動中のアパート家賃を補助する住居確保給付金を軸に本人の意思を尊重しながら横断的に個別に支援をしていく制度です。平成29年度より神栖市から受託をしています。しかし、求職活動もままならず、生活費も底を尽くような状況にある方に関しては生活保護の相談に同席するケースもあります。資料８ページの３つ目の柱となる「市民との協働による地域生活支援のしくみづくり」はボランティアセンターを中心に事業展開しています。ボランティアをしたい人と依頼したい人をマッチングするボランティア相談は徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあります。また、住民参加による有償在宅福祉サービスうぃるかみすでは、介護保険制度等の公的サービスでは賄いきれない狭間の家事支援を市民同士の助け合いとして、平成８年度から実施しています。有償といえどもボランタリーな気持ちがなければ決して続かない活動です。コロナ禍の活動制限があった年を除くと、今年度までに５年連続で前年比20％増しの状況となります。また、資料９ページの災害ボランティア関連では全国で災害が多発する中、今年度に入って県内でも４市で災害ボランティアセンターが開設されました。本会ではその内、取手市と日立市で開設された災害ボランティアセンター運営支援に茨城県社会福祉協議会との協定に基づいて資料のとおりに職員を派遣しました。いつどこで起こるやもしれない災害の復旧に大きな力として期待が寄せられる災害ボランティアですが、現地での体験を踏まえて、昨年度改訂した本会の災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルに照らした平時からの体制整備の重要性を改めて認識した次第です。

次に「３福祉教育支援活動の充実」では、コロナ禍の反動と思えるほど小学校を中心に出前講座の依頼が急増しています。また、高校生の進路アシストカレッジでは２年ぶりに市内の医療機関や福祉事業所の皆さまの協力のもと、現場での実習が叶いました。資料10ページになります。食品ロス削減の取り組みと福祉活動の推進を目的に、昨年度から新たにスタートした「もったいないを橋渡しプロジェクト」では、企業・団体様から大口の備蓄品等を中心に、市民の皆さまからは家庭用の寄付をいただき、その食品を福祉事業所や生活困窮事業に活用していただく循環が多くの方の協力によって定着しつつある状況です。

次に４つ目の柱「事業推進のための組織体制の発展・強化」及び５つ目の柱「法人運営」につきましては、これまでの各種事業を進めるには、多くの方からの理解なくしては成り立ちません。そのための取り組みとなりますが、地区加入率の低下に歯止めが利かない状況中、区長さんを始めとする地区の皆さまや市内企業・事業所・団体の皆さまから、従前に近い形で本会の会員加入にご賛同をいただいている大変ありがたいことです。今後も理解者を増やすための広報活動と併せて会員募集の在り方の検討も含め強化を図っていきたいと考えています。事業内容については以上となります。

**（相良光浩センター長）**

資料13ページをお願いします。報告をした事業並びに事務に関するお金の動きを収支状況としてまとめました。その総括表となるのが「令和５年度収支状況」です。令和５年７月31日時点の収入及び支出の状況をまとめたもので、１年間のうち３分の１が経過した時点での予算執行状況です。社会福祉協議会の会計は、事業ごとに事業区分、拠点区分、サービス区分を設けて収支管理をしています。ほとんどのサービス区分については、７月末の時点で収入が支出を上回っている状況です。備考欄に２か所※印と記載があるものは、茨城県社会福祉協議会からの受託事業として実施していて、注釈として※１「日常生活自立支援事業」については、茨城県社会福祉協議会からの入金予定が年度末、例年通りだと令和６年２月下旬頃の入金予定です。※２「特例貸付フォローアップ」については、予算と同額が茨城県社会福祉協議会から令和５年８月２日に入金されています。日常生活自立支援事業についても予算とほぼ同額の収入が見込めるので、７月末の時点で特にサービス区分によって財源が足りない、あるいは計画を超えて執行してしまっているという状況はありません。全体の状況ですが法人全体の令和５年予算現在額246,947,000円に対しまして７月末時点の収入額は156,162,948円で予算に対する実績は63.2％、支出額は71,519,131円で予算に対する実績は28.9％の執行状況です。

資料14ページは、サービス区分別の収支計算書を勘定科目執行項目別にまとめたものが「資金収支計算書」で、予算に対する決算、予算から７月末時点の執行額を引いた金額を“差異”として表示しています。事業活動については、収入支出ともに予算の範囲内での執行となっています。当期末支払資金残高は、84,643,817円が翌月８月以降に繰越になります。７月末の時点で8,000万円台と非常に多くの繰り越しが発生していますが、これは収入の部分で特に神栖市からの収入である助成金収入と受託金収入が１年間を４期に分けて、７月末の時点では既に第２四半期分（７月分～９月分）を最初に頂いている関係から、収入の執行が早めに動いています。７月末の時点では例年収入がある程度充実していている状況です。以上で報告第１号に関する事務局からの内容説明を終了します。

**（石田進議長）**

はい。それでは事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。各事業の内容についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

**（須之内正昭理事）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　要するに順調に来ているということですかね。７月までは特に問題がなかったということですか？

**事務局（橘田勝事務局長）**

ご質問ありがとうございます。その通りでございます。

**（須之内正昭理事）**

資料10ページの「きずなBOX」について、寄せられた食品が去年が405.9㎏、今年度が234.7㎏と半分になってしまっていますが、たまたまこのような数字になっているということでよろしいですか。

**事務局（荒井真由美事務局次長）**

ご質問ありがとうございます。市民の皆さまからの寄付になりますので少し変動はありますが、大きい差の部分はお米の寄付が関係します。例年新米の収穫後に、古米の寄付についてお問い合わせがあり、古米の寄付量の受け付けによって総重量に影響が出てきます。

**（石田進議長）**

よろしいでしょうか。

**（須之内正昭理事）**

はい。ありがとうございました。

**（鈴木伸洋理事）**

資料９ページの「３福祉教育支援活動の充実」の学校・企業等への福祉教育支援活動の推進の部分で、実績を見ると植松小学校が３回、デイサービスセンター母里が２回と特定の所が多いなという印象ですが、希望があれば市内の小中学校に出向くということでよろしいですか。

**事務局（荒井真由美事務局次長）**

ご質問ありがとうございます。おっしゃる通り依頼があれば対応していきます。年度の最初に市内小中学校の教頭先生が集まる会議で事業周知をさせていただいております。各学校単元ごとに学年で総合学習の中で福祉教育に取り組んでいます。該当する学年では年間で福祉教育についてスケジュールを組んでいる学校もありますので、依頼があった学校に職員が出向いて担当教諭と事前に打ち合わせを実施し、学校の単元構想案に合わせてプログラムを検討しながら、実施内容を決めていきます。多くの学校が、２学期に取り組みを進める形となっていますので、現在担当職員が準備を進めているところです。併せて市内のボランティアの皆さんにもご協力いただきながら対応を進めています。

**（石田進議長）**

よろしいでしょうか。

**（鈴木伸洋理事）**

はい。ありがとうございました。

以降の質疑はなく報告済みとなった。

**議案第１号　評議員選任・解任委員会委員の選任について**

**事務局（相良光浩センター長）**

本会の評議員選任・解任委員会の委員は監事２名、外部委員２名、事務局職員１名の計５名を選任しています。現在１名が欠員となっていますので、後任の委員について定款第９条第３項に基づき理事会にお諮りします。これまで監事として評議員選任・解任委員会の委員にも就任していた中山照明さんが監事退任となりましたので、後任の委員として現在の監事である岡野一男監事を新たに評議員選任・解任委員会の委員として選任するため提案します。事務局からの説明は以上です。

審議に入り質疑はなく、議案第１号は議長を除く賛成14名、反対０名で原案の通り議決した。

**議案第２号　苦情解決にかかる第三者委員の選考について**

**事務局（相良光浩センター長）**

苦情解決にかかる第三者委員の選考ということでお諮りします。これは社会福祉協議会の苦情解決に関する規程に基づき選考を行うものです。この規程については社会福祉法第82条の規定に基づき本会が提供するサービスや事業について、利用者等からの相談または苦情の申し出を円滑・円満に解決するために必要な事項を定めるものとして制定しています。苦情解決体制としては、事務局の中に苦情解決担当者及び苦情解決責任者を置くとともに第三者委員を設置してこの解決にあたるということで規定をしています。この第三者委員については、これまで神栖市社会福祉協議会の監事に就任している監事さんに第三者委員を兼務でお願いをして任命していました。今回、先ほどの評議員選任・解任委員会の委員と同様に中山照明監事が退任となり、新たに現監事である岡野一男監事を第三者委員に選考するものとして提案します。事務局からの説明は以上です。

審議に入り質疑はなく、議案第２号は議長を除く賛成14名、反対０名で原案の通り議決した。

この決議に基づき石田会長が岡野一男監事を本会の第三者委員に任命した。

**（石田進議長）**

それでは本日予定されました議案の審議はこれで終了いたしますが、その他何かございましたら折角の機会ですのでよろしくお願いします。

**（須之内****正昭理事）**

理事会というのは定款を見ても重いものであって、また議事録も記録してということになっていますが、なかなか皆さんの意見が上手く出ない場合もあります。議事録には残さないけど、その他の部分で自由に話ができるような時間があっても良いと思いますがいかがですか。

　**（石田進議長）**

私から回答させていただきます。私も昨日、本日といろいろな会議がありまして、同じような会議の進行になってしまいます。折角皆さんお忙しい中会議に出席していただいておりますので、社協に対する意見や様々な想い、忌憚のない声をいただけるような環境づくりに注視・配慮をしていきたいと思います。貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

**（須之内正昭理事）**

会議の中での発言は全て議事録に残ってしまうものなのですか。

**（石田進議長）**

その部分も含めて検討していきます。

**（須之内正昭理事）**

私は民生委員ですが、昨日たまたま社会福祉課から連絡がありまして、担当地域の50代男性で相談したいことがあるということでした。会話はできるけど体が動かず、いろいろ事情のある方で、どこに相談に行けばいいのか。包括支援センターは年齢的に難しいし、どうしたらよいかということでやはり最終的に社会福祉協議会を案内しました。すると今朝、社会福祉協議会の職員から連絡がありまして、私が聞けないようなこともその職員の方は細かい部分も丁寧に聞き取りをし、本人も対応に納得したということでした。素直に社会福祉協議会の職員はすごいなと感じました。しかも働いている職員の数は少ないんですね。そういった中で、こういった会議資料も作成しているということに改めて驚いています。本当に今回の対応は助かりました。

**事務局（橘田勝事務局長）**

お褒めの言葉、誠にありがとうございます。手前みそにはなりますが、会長や役員の皆さまのご理解をいただき、神栖市社協は全国でも稀な社協として全社協からもいくつかの取材を受けました。全国の社会福祉協議会の８割が、茨城県に限って言えば９割の社会福祉協議会が介護保険事業を実施しています。ホームヘルプサービスやデイサービスなどですが、これが決して悪いということではありません。2000年に介護保険がスタートした時に市場化されました。つまり民間がビジネスとしてサービスができるようになった、それを社会福祉協議会がやることによって、民間と競合関係を作ってしまいます。社会福祉協議会は唯一税金から補助金をいただき、住民の皆さんから会費や寄付金をいただく、その中立で公正な立場が崩れてしまうということで、神栖市社協では計画に基づいて、これまでに８つの介護保険事業や障害福祉事業から撤退しました。それは市内の民間事業所がしっかりとした質を保ってくれたおかげです。また、職員全員で国家資格を持ち、中立な立場でソーシャルワーカーとして、時には行政と対等な立場で議論をしながら弱い立場の人のための代弁者として、各事業所や行政に関わるということをやらせていただけるようになりました。実は多くの社会福祉協議会が民間事業所と同じような仕事をやるという方向に切り替わっています。そうなってしまうとその仕事がメインになって、福祉サービス事業団化されてしまい、ソーシャルワークに注力できなくなってしまいます。神栖市社協の場合は少数精鋭で、ほぼ全員が国家資格を持ち、時には弁護士さんや司法書士さん、ドクターなどと対等までとはいかなくても、弱い立場の人のために代弁者として語れる、という立ち位置を市のバックアップのもとに取らさせていただいているということがありますので、人数は本当に少ないですが取組む業務をソーシャルワークに限定していくことができれば、十分これだけの職員数でも人口96,000人をカバーリングしていけるというように実態として職員たちも感じてくれています。お褒めの言葉、本当にありがとうございました。

**（須之内正昭理事）**

今回あえて話したのは、結局相談でいろいろな所に電話した場合たらい回しになってしまうことが多いのが現状です。今回の件は、社会福祉協議会にたどり着いて丁寧な対応をしてくれたことが嬉しかったです。

閉会前に事務局より２点連絡事項あり。

１.次回第４回理事会は12月下旬から１月上旬の開催を予定。日時が決定次第文書にて案内をする。

２.この後開催の共同募金運営委員会について。運営委員７名（篠塚副会長、千葉副会長、狭山

　常務理事、鈴木理事、髙安理事、岡野監事、森本監事）に引き続き会議への出席を依頼。14時55分より開催。

以上をもって、令和５年度第３回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。